

(参考情報) 韓国農林畜産食品部公表情報

農林畜産食品部プレスリリース (2017年6月7日 20時22分付け) 全北、済州など AI 発生地域の非発生地域で家きんの搬出制限措置 6月7日の全国一時移動中止解除後、直ちに6月8日0時から施行 家畜取引業者に対する経営安定資金の支援

出典 URL:

http://www.maf.go.kr/list.jsp?&newsid=155449446§ion_id=b_sec_1&pageNo=1&year=2017&listcnt=10&board_kind=C&board_skin_id=C3&depth=1&division=B&group_id=3&menu_id=1125&reference=&parent_code=3&popup_yn=&tab_yn=N

(機械翻訳等に基づく仮訳)

- 農食品部は、AI伝播と拡散を最大限遮断するために6月7日の「全国一時移動停止」を解除、直ちに6月8日0時から全北、済州など「AI発生地域」から「非発生地域」への鶏、アヒルなど家きんの搬出を制限することとした。

- 今回の搬出制限措置の適用地域、期間、措置対象等は、次のとおりである。
 - 適用地域は、高病原性AIが発生し拡散の危険が大きい全羅北道と済州島全体*と京畿坡州市、慶南梁山市、釜山機張郡である。追加で高病原性が確定すれば、当該地域も含まれる。
*ただし、全羅北道と済州島地域内での家きんの移動時には、非発生郡の場合、搬出制限措置の対象から除外される。
 - 措置の期間は、6月8日(木)0時から別途解除措置が行われるまでである。
 - 搬出制限措置の対象は、鶏、アヒルなどの家きんである。ただし、農家の経済的被害を最小限とするために、と畜場に出荷し、孵化場の初生ひな譲渡などやむを得ず移動する必要がある場合は、防疫当局の防疫措置に関する条件を遵守する条件*と承認の下に行うことができる。
*(と畜場出荷) 出荷当日の臨床検査及び家きんの移動承認発行など、(孵化場譲渡) 初生ひなの臨床検査及び簡易診断キット検査、家きんの移動承認発行などの遵守

- 違反罰則は、家畜伝染病予防法第57条の罰則規定に基づき、1年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金である。一方、伝統市場とガーデン型レストランにおける生きている鶏の取引禁止と今回の搬出制限により影響を受ける関連家畜取引業者の経済的被害を最小限にするため、希望する場合、買上げと経営安定資金により支援することにした。
 - これまで飼育農家に対しては、予防的買い上げなどを介して支援が行われたが、家畜取引業者への支援はなく、今回初めて支援することにした。経営安定

資金の支援条件は以下の通りである。

- 支援条件：年利1.8%、2年据え置き3年返済
- 支援内容：家畜購入費、運送費などの諸運営資金
- 支援金額：最近1年間の1日平均取引実績×停止日×生鶏価格（3年間の平均）
 - *生地鶏一匹の出荷平均重量：2.5kg
- 支援対象：家きん家畜取引業の登録を済ませた者

- 参考として、AI発生などにもかかわらず、6月7日の鶏肉消費者価格は、5,885ウォンで前日（6月5日）比20ウォン下落、卵価格も22ウォン下落した。

<最近の鶏肉・鶏卵の消費者価格動向（5月31日～6月7日）>

区分	5.31	6.1	6.2	6.5 (A)	6.7 (B)	前日比 (B/A)
鶏肉（ウォン/ kg）	5,967	5,885	5,885	5,905	5,885	△0.3%
卵（ウォン/ 30 個）	7,961	7,839	7,839	7,931	7,909	△0.3%